

## 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商 号	株式会社メデュ
所 在 地	〒563-0032 大阪府池田市石橋 2 丁目 13 番 30 号 ニュースパーク中村ビル 2 階
TEL/FAX	072-737-5405
登録番号	近畿財務局長（金商）第 409 号

### ○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### ○投資顧問契約による報酬等

当社は、投資顧問契約により、デリバティブ取引に関する以下の助言サービスを行い、その対価としてお客様より助言報酬を頂きます。助言方法および助言報酬は、以下の通りとなります。

**【助言サービスの内容及び方法】**  
以下の通り助言を実施致します。

## ■選択型自動売買サービス（システムサービス）

当社とアヴァトレード・ジャパン株式会社（関東財務局長（金商）第1662号。以下「アヴァトレード社」といいます。）が共同でお客様に対し、店頭外国為替証拠金取引に関する、アヴァトレード社のMAM型AMMA（アヴァトレード社独自の自動売買システム）を用いた自動売買プログラム及び売買シグナル配信等に係る選択型自動売買サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供し、当社が生成した売買シグナルをお客様に配信することによって通貨の価値の分析に基づく投資判断についてお客様に助言を行います。また、お客様はご自身がアヴァトレード社に開設した外国証拠金取引口座において配信された売買シグナルに基づいて自動的に取引の注文執行ができますが、お客様のご選択により、MAM型の選択型自動売買システムを利用せず、売買シグナルの配信による助言のみを受けることもできます。

### 【助言報酬】

お客様にお支払いいただく報酬は、以下の通りとなります。

A. 投資顧問報酬+成功報酬型の場合（MAM型の選択型自動売買システムを利用する場合）

#### （1）投資顧問報酬

- ① 本契約初年度に、お客様は、年間の投資顧問報酬として、アヴァトレード社に開設された本サービスの助言対象となる取引口座（以下「本取引口座」といいます。）におけるお客様の預入証拠金額の3%に消費税を付加した金額を当社の指定する口座に振り込むものとします。なおお客様は、契約締結時に、本取引口座へ1000万円以上の預入証拠金額を預け入れるものとします。
- ② 本契約2年目以降は、前年度の成功報酬金額が確定した後2週間以内に、お客様は、本契約更新期日時点の本取引口座におけるお客様の証拠金額（含み損益額も含む）の3%に消費税を付加した金額を年間の投資顧問報酬として当社の指定する口座に振り込むものとします。

#### （2）成功報酬

- ① お客様は、成功報酬として、下記成功報酬確定時点から2週間以内に、本取引口座における外国為替証拠金取引価格の売値と買値の差額（取引コストに相当。以下「収益額」といいます。）に下記成功報酬確定時点の預入証拠金額に応じた以下の料率を掛け合わせて算出した金額から、受領済み

の投資顧問報酬の金額（中途解約の場合は解約日までの期間に係る投資顧問報酬の金額に限る。）を控除した金額を当社に対してお支払いいただくものとします。当該金額がマイナスになる場合には、成功報酬は発生しません。なお、収益額に以下の料率を掛け合わせて算出した金額のうち2%（税込）に相当する金額は、当社を経由してアヴァトレード社に対して支払うものとします。

- ・預入証拠金額が1,000万円未満の場合：収益額の27%（税込）
- ・預入証拠金額が1,000万円以上、5,000万円未満の場合：収益額の26%（税込）
- ・預入証拠金額が5,000万円以上、1億円未満の場合：収益額の25%（税込）
- ・預入証拠金額が1億円以上、2億円未満の場合：収益額の24%（税込）
- ・預入証拠金額が2億円以上、5億円未満の場合：収益額の23%（税込）
- ・預入証拠金額が5億円以上、10億円未満の場合：収益額の22%（税込）
- ・預入証拠金額が10億円以上の場合：収益額の21%（税込）

成功報酬確定時点は、本契約締結日（又は本契約更新日）から起算して1年後の応当日とし、決済済ポジション及び未決済ポジションの含み損益を計算の対象とします。ただし、中途解約する場合には、解約日のアヴァトレード社の指定する日時処理の時刻を基準とします。成功報酬は、取引の方法、及びアヴァトレード社の提供する当該取引システムや自動売買機能の有無にかかわらず、本取引口座においてなされるすべての取引において発生します。

② アヴァトレード社は、当社のために、本取引口座上で発生したお客様の成功報酬計算対象の損益（同期間内の入出金額を調整したもの）を計算するものとします。

B. シグナル配信報酬型の場合（MAM型の選択型自動売買システムを利用せず、売買シグナル受信のみを行う場合）

(1) シグナル配信報酬

本契約において、お客様は、MAM型の選択型自動売買システムを利用せず、代わって個人55万円/月（税込）、法人110万円/月（税込）のシグナル配信報酬にて、売買シグナル受信のみを行うことができます。契約期間中、お客様は当月分のシグナル配信報酬を、契約締結日（又は契約更新日）から起算して1カ月後の応当日の前日までに当社の指定する口座に振り込むものとします。この場合、投資顧問報酬と成功報酬は発生しません。なお、当社がお客様より受領したシグナル配信報酬のうち2%（税込）に相当する金額（個人の場合11,000円/月（税込）、法人の場合22,000円/月（税

込) ) は、当社を経由してアヴァトレード社が受領するものとします。

※A Bいずれの場合にも契約期間は、契約締結日より1年間とし、お客様、当社又はアヴァトレード社が契約期間満了1か月前までに契約の終了を申し出ない限り、以後自動更新とします。

#### ○デリバティブ取引に係るリスク

本契約により助言するデリバティブ取引についてのリスクは、次のとおりです。

1. デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引及び市場デリバティブ取引。具体的には、外国為替証拠金取引、証券 CFD 取引、日経225オプション取引、商品先物取引及び暗号資産関連デリバティブ取引）は投機的な性格の強い取引です。そのため利益や元本が保証されていません。また、総取引代金に対して小額の証拠金で取引するため、多額の利益となることもあります、判断を誤れば逆に預託した証拠金以上の損失となる危険性もあります。原資産となる為替相場、国内外の株価及び株価指数、商品市況、暗号資産相場は様々な要因を反映して変動しますので、値動きのリスクについては十分な認識が必要です。
2. 商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動した時には損失が発生する場合があります。商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金の概ね10～50倍程度の額となります。商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。相場の変動により損失が発生した場合に取引を継続するためには、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。
3. 流動性リスク 外国為替市場では世界中で巨額な取引が行われているため、通常はその時点での為替レートに近いレートでの売買が可能ですが、取引通貨によっては売買高が少ないため、買いたい時に買えない、売りたい時に売れない場合があります。また、ご自身の売買注文で為替相場が変動し、お客様にとって不利な値段で売買が成立する可能性があります。ま

た、証券CFD及び商品先物取引は国内外の株式市場又は商品市場に上場された商品を指標とする商品であるため、指標とする商品の上場されている取引所等の要因により、流動性が損なわれるケースがあります。また、暗号資産デリバティブ取引は、原資産となる暗号資産の市場動向や取引量等の状況または暗号資産そのものの変化により暗号資産市場の流動性が低下する場合、流動性が損なわれるケースがあります。

4. 金利変動リスク 為替等と同様に金利にも相場が存在します。スワップ金利は取引対象となる2国間の市場金利を反映して発生するため、日々変動します。また、各国の政策金利の変更等によってスワップ金利の水準も大きく変動しますので確定収益を保証するものではありません。さらに、2国間の金利関係が逆転した場合、スワップ金利が受取りから支払いに変化するリスクがあります。
5. 信用リスク 相対取引（店頭デリバティブ取引）は、取引業者の信用状況の変化によってお客様が損失を被る危険性があり、預託した証拠金以上の損失が生じる可能性があります。また、取引業者のカバー取引相手先の信用状況によっても信用リスクが伴います。
6. システムリスク 店頭デリバティブ取引に係わるシステムで、ソフトウェア等の故障・誤作動・通信回線の障害等が発生した場合、取引ができないリスクがあります。
7. 暗号資産・ネットワークによるリスク 暗号資産デリバティブ取引の現原資産となる暗号資産は法定通貨ではありません。特定の者によりその価値を保証されているものではありません。また、暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。ハードフォーク、ソフトフォーク等によりブロックチェーンが分岐し、大幅な価値下落が発生する可能性や取引が遡って無効になる可能性があります。悪意ある者が暗号資産のブロックチェーンネットワークにおいて 51% 以上の採掘速度を有した場合、不正な取引の正当化、正当な取引の拒否及び採掘の独占が可能となるリスクがあります。

○ クーリング・オフの適用

- (1) 本契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとお

りです。

- ① お客様は、契約書兼契約締結時交付書面を受領した日（契約締結時交付書面の受領に代えて、電磁的方法により契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあっては、契約締結時交付書面に記載すべき事項がお客様の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日）から起算して10日を経過するまでの間、書面（又は電磁的記録）による意思表示により本契約の解除を行うことができます。その際、既存のポジション及び未約定の指値・逆指値注文はそのまま維持されることになります。ただし、既存のポジションについては、お客様が本契約の解除を行う際にアヴァトトレード社に対しその任意のタイミングで全決済を行うことをご指示いただいた場合には、当該ご指示に従いアヴァトトレード社の任意のタイミングで全決済いたします。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日（又はその記録された電磁的記録媒体を発送した日）となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬及び取引の精算は、次のとおりです。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費、事務手数料等）相当額をいただきます。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：
    - ( i ) 【投資顧問報酬+成功報酬型の場合】当社は、契約締結日から解除日までの投資顧問報酬及び成功報酬を日割り額（初年度の投資顧問報酬額及び解約日までの投資顧問報酬額を初年度の総日数で除して得られる金額（1円未満の端数切捨て）に契約締結日から解除日までの日数を乗じた金額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）にて受領する（なお、上記「○投資顧問契約による報酬等」欄記載の【助言報酬】A. ( 2 ) ①の定めに基づいて、収益額に預入証拠金額に応じて予め定めた料率を掛け合わせて算出した金額のうち2%（税込）に相当する金額は、当社を経由してアヴァトトレード社に対して支払うものとします。）ものとし、お支払いいただいた年間の投資顧問報酬よりこれらの金額を差し引いた残額をお客様へ返金いたします。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償及び違約金はいただきません。
    - ( ii ) 【シグナル配信報酬型の場合】当社は、契約締結日から解除日までのシグナル配信報酬を日割り額（初年度のシグナル配信報酬額を初年度の総日数で除して得られる金額（1円未満の端数切捨て）に契約締結日から解除日までの日数を乗じた金額。ただし、社会通念上妥当であると認められ

る分のみ。)にて受領する(なお、当社が受領したシグナル配信報酬のうち、2%（税込）に相当する金額は、当社を経由してアヴァトレード社に対して支払うものとします。)ものとし、お支払いいただいたシグナル配信報酬よりこれらの金額を差し引いた残額をお客様へ返金いたします。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。①の契約解除に伴う損害賠償及び違約金はいただけません。

## (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解約

### ① 本契約の解約の方法

クーリング・オフ期間経過後は、お客様のお申し出により本契約の解約ができます。本契約の解約を行う場合には、アヴァトレード社ウェブサイト上の「AMMA（ローレバレッジ・フォレックス）非稼働（解約）依頼フォーム」(<https://www.avatrade.co.jp/amma-stop-lowleveragefx>)を用いて本契約の解約をご連絡ください。不備のない解約のご連絡を受領後、アヴァトレード社にて非稼働（解約）作業を行います。その際、既存のポジションについては、アヴァトレード社の任意のタイミングで全決済を行うか、そのまま維持するかについてご選択いただくことが可能です。未約定の指値・逆指値注文はそのまま維持されることになります。非稼働（解約）作業が完了しましたら、非稼働（解約）作業完了通知メールをアヴァトレード社からお客様へお送りします。

### ② 本契約の解約に伴う報酬及び取引の精算は、次のとおりです。

(i) 【投資顧問報酬+成功報酬型の場合】当社にお支払いいただいた年間の投資顧問報酬は日割り額（解約日の属する年度についての投資顧問報酬額を当該年度の総日数で除して得られる金額（1円未満の端数切捨て）に当該年度の初日から解約日までの日数を乗じた金額。）にて受領するものとし、お支払いいただいた年間の投資顧問報酬よりこれらの金額を差し引いた残額をお客様へ返金いたします。また、解約日のアヴァトレード社の指定する日時処理の時刻を基準として、算出した成功報酬を当社にお支払いいただくものとします。なお、上記「○投資顧問契約による報酬等」欄記載の【助言報酬】A. (2) ①の定めに基づいて、収益額に預入証拠金額に応じて予め定めた料率を掛け合わせて算出した金額のうち2%（税込）に相当する金額は、当社を経由してアヴァトレード社に対して支払うものとします。

(ii) 【シグナル配信報酬型の場合】メデュ社にお支払いいただいたシグナル配信報酬は日割り額（解約日の属する年度についてのシグナル配信報酬額を当該年度の総日数で除して得られる金額（1円未満の端数切捨て）に

当該年度の初日から解約日までの日数を乗じた金額。) にて受領する (なお、当社が受領したシグナル配信報酬のうち、2% (税込) に相当する金額は、当社を経由してアヴァトレード社に対して支払うものとします。) ものとし、お支払いいただいたシグナル配信報酬よりこれらの金額を差し引いた残額をお客様へ返金いたします。

#### (3) クーリング・オフの対象

店頭デリバティブ取引 (外国為替証拠金取引) は、クーリング・オフの対象ではありませんのでご注意ください。投資顧問契約のみがクーリング・オフの対象となります。

#### (4) 契約解除・解約後の取引口座の取り扱い

本契約が上記 (1) あるいは (2) のいずれにより終了した場合であっても、取引口座が解約されない限り、お客様は、アヴァトレード社に開設している外国為替証拠金取引の口座において、ご自身の裁量による取引を行うことが可能です。

### ○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

### ○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了 (契約を更新する場合を除きます。)
- ② お客様が本取引口座の解約を申し出たとき
- ③ クーリング・オフ期間内において、お客様が書面若しくは電磁的記録による本契約の解除を申し出たとき、又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様がアヴァトレード社所定のフォームを用いて本契約の解約を申し出たとき (詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)
- ④ 当社又はアヴァトレード社が、投資助言・代理業を廃業したとき、本契約に定める投資助言サービスに対応する投資顧問業務を廃止したとき、又は当社又はアヴァトレード社が本取引口座の取り扱いを終了したとき

- ⑤ お客様が本契約、外国為替証拠金取引に係る約款、その他当社及びアヴァトレード社の取引に係る規約等に違反する行為を行ったとき
- ⑥ お客様の法令違反、当社又はアヴァトレード社への情報開示内容の虚偽判明、租税公課の滞納処分、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きの申立て、その他の事情により、当社及びアヴァトレード社が本契約を解約することがやむをえないと判断したとき
- ⑦ お客様による本取引口座からの出金後の本取引口座の預入証拠金額が1000万円を下回る場合であって、当社及びアヴァトレード社が本契約を継続することが適切でないと判断したとき

#### ○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。なお、第一種金融商品取引業者であるアヴァトレード社にはこれら禁止事項の適用はありません。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市场における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

#### ○ 免責条項

- ① 店頭デリバティブ取引（外国為替証拠金取引）及びオプション取引（以下、総称し

て「投資商品」といいます。）は、高いレベルのリスクを伴い、必ずしもすべての投資家に適するものではありませんので、取引を始める前にお客様ご自身の投資目的、経験レベル、リスク許容度等を踏まえて慎重にご検討ください。特に、投資商品に関わるすべてのリスクは予め認識しておく必要がありますので、もし疑問等をお持ちでしたら、信頼できる独立の専門家からアドバイスを受けておくことをお勧めします。一般に、投資においては、利益とリスクは常に相関する裏腹の関係にあり、投資家に大きな利益をもたらす相場状況や投機取引は、必ず高いリスクを伴うので、お客様に投資資金のすべて又はそれ以上の損失を及ぼす可能性があります。したがって、お客様の日々の生活に欠かせない資金を投資に当てるべきではなく、こうした高リスクの取引には、その他の余剰資金のみを投じるべきです。もしお客様が余剰資金をご用意できないのなら、投資をお控えになるのが賢明です。

② 証拠金取引や高レバレッジ取引は、お客様に有利に働くこともある反面、不利に働くこともあります、必然的に高いリスクを伴いますので、すべての方に適するとは限りません。そのため、お客様がお選びになる投資商品のメリット及びリスクについて記載した契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面（兼投資顧問契約書）を注記も含め、お客様ご自身でご確認・ご検討いただき、その内容にご納得いただくことが重要です。

そして、お選びになる投資商品がお客様の財務状況に適するものかどうか慎重にご検討ください。もし取引に不安をお持ちでしたら、信頼できる専門家にご相談されることをお勧めいたします。なお、お選びになる投資商品によっては、投資顧問報酬や手数料が高額になる場合がありますので、この点につきましても事前によくご確認ください。

③ 過去の取引実績は、将来の結果を必ずしも示唆するものではなく、両社の公式サイトに掲載された各投資商品の実績は、同様の成果をお客様に約束するものではありません。両社の公式サイトに表示されている取引履歴や実績は、投資家によって実際に行われているリアル口座での取引を即時に反映したのですが、仮にお客様がご自身のリアル口座でこれら一連の取引を実際にフォローしていたら同一の結果が達成できたであろうことを保証するものではありません。

一般に、投資商品や売買シグナルの将来成果を予測するには、過去の取引履歴や損益成績のほか、市場の動向や各投資商品の特性についても織り込む必要があるため、過去の実績だけを頼りに投資商品や売買シグナルを選択すべきではありません。両社がご提供する投資商品や売買シグナルは、このような投資に関わるリスクを十分理解されている投資家向けに開発・提供しているものです。したがって、投資家であるお客様は、お選びになる投資商品や売買シグナルのメリットばかりでなくリスクについても記述・注記された契約締結前交付書面や契約時交付書面、売買シグナル提供サービス契約書等の内容について十分理解、納得された上で、自らの意思と責任に基づい

て最終的な投資判断を行う必要があります。

④ 投資顧問契約に基づいてお客様に提供される売買シグナルは、お客様が任意に受信し、取引システムに接続することによって取引を発注・約定させるものなので、お客様ご自身の主体的な投資判断に基づいて選択され、自動売買システムを稼働させるものです。したがって、その結果発生する損益についてはすべてお客様の自己責任であり、常に損失リスクを伴うことを十分に理解しておく必要があるほか、任意の売買シグナルを選択する際には、お客様ご自身の資金状況をよく考慮し、重大な損失を被る可能性があることを認識しておかなければなりません。

また、両社及びその関連会社やこれらの役職員らは、投資顧問契約に基づいてご提供する売買シグナル等の助言によってお客様が利益を得られることを何ら保証するものではなく、また、それによってお客様に発生する損失について何ら責任を負うものではありません（なお、売買シグナルの過去の実績やその表示等は、助言に含まれるものではありませんし、取引を何ら推奨するものではありません）。

以上について同意いただけないお客様につきましては、両社と投資顧問契約を締結していただくことはできません。

⑤ 投資顧問報酬や手数料を支払うAMMA等の取引口座においては、それらを差し引いた正味の利益を得るには相応の取引成績を上げる必要があります。両社のような投資顧問会社など金融商品取引業者は、関係諸法令等に基づいて、上記報酬・手数料の金額や発生条件、利益相反の有無など関連するリスクの概要について説明する契約締結前書面をお客様に交付いたしておりますが、リスクのすべてがそこに網羅されているわけではありません。同書面以外にもお客様がお選びになる投資商品に関する資料を無償でご提供しておりますので、お取引を始められる前に必ずお目通しください。

⑥ 本サービスの提供にあたって、お客様の個人情報を含む、財産形成の状況や取引ポジションといった情報を、アヴァトトレード社が提供するMAM型AMMA上で、投資助言契約に基づくお客様の取引状況の確認を目的として、当社が閲覧することが可能な状態となります。この点について、お客様は予め同意するものとします。

## ○ その他本サービスご利用にあたっての留意事項

### ① 本契約締結時の必要証拠金の最低入金額

- ・本契約締結時、お客様にはアヴァトトレード社のMT4口座へ金10,000,000円以上の金額を必要証拠金としてご入金いただきます。
- ・自動売買システム稼働状態においては、値洗い勘案後の残高（有効証拠金）に応じて発注数量が調整されます。

- ・追加入金は随時反映します。
- ・自動売買システムの稼働/非稼働の申し込みは、アヴァトトレード社側で専用申し込みフォームを通じて随時受け付け、同日又は翌営業日を目途として口座に反映します。

## ② ご出金について

成功報酬の計算期間の途中で解約・出金リクエストされる場合は、経過期間の成功報酬部分については出金できませんのでご注意ください。また、お客様による出金により証拠金額が金10,000,000円を下回った場合又は証拠金額が金10,000,000円を下回っているときに出金を行った場合には、当社が配信する売買シグナルどおりのポジションを建てるために必要となるお客様の証拠金が不足することにより、当該売買シグナルに従った売買が行われない可能性がありますのでご注意ください。

## <当社の概要>

役員氏名：代表取締役社長 鹿子木 健

資本金：300万円

主要株主：株式会社Kanakogi Ken、株式会社ジェイ・ブルーム

1. 分析者・投資判断者：鹿子木 健

2. 助言者：鹿子木 健

3. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にお申し出下さい。

株式会社メデュ 問い合わせ窓口

所在地：大阪府池田市石橋2丁目13番30号

ニュースパーク中村ビル2階

電話番号：072（737）5405

メールアドレス：lowleverage@medu.biz

4. 当社が加入している金融商品取引業協会等

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しております。

またお客様は、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由に閲覧することができます。

## 5. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、苦情・紛争処理規程を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対し、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記3の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター  
電話：0120（64）5005（フリーダイヤル）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

## 6. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 7. 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、対面又はインターネットを利用した教育事業、各種コンサルティング事業、出版プロデュース事業を行っております。